

就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業 就学援助事務システム標準化検討会（第1回）議事概要

1. 日時 令和3年5月25日（月） 16:10～17:10
2. 会議形式 オンライン会議
3. 出席者 構成員：藤村委員（座長）、安藤委員、鷹委員、二見委員、吉本委員
オブザーバー：丸尾補佐、出塩リーダー、風間補佐
事務局：文部科学省修学支援PT、アビームコンサルティング株式会社

4. 議事

- （1）検討会・ワーキングチームの設置について
- （2）令和2年度までの検討状況と今後の取組について

5. 議事概要

- 検討会・ワーキングチームの設置について了承された。
- 事務局から、令和2年度までの検討状況と今後の取組について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。

6. 意見交換概要

- 全国意見照会結果のデータはWTだけでなく本検討会にも共有してほしい。
→現時点では、6月中旬頃を目処に自治体意見照会の結果を反映した標準仕様書を検討会に共有する想定である。その際に、自治体からの意見も合わせて共有する。

- 他の標準化事業の検討状況と比較して、本事業ではレイアウトの標準化まで検討している帳票が少ない点に懸念がある。

→レイアウトまで標準化する帳票については、第2回自治体意見照会の結果を踏まえて、標準化の方針に基づき再検討する。

- 標準化事業ではホワイトリスト形式を採用しているため、標準仕様書で定義していない帳票は出力ができない。資料2（P.10）に記載の「標準化対象外となる帳票」という表現は、出力自体は可能であるように解釈できてしまう。

→「標準化対象外となる帳票」は令和2年度の検討の中で対象外とした帳票を表しており、「実装してはいけない帳票」に該当する。表現については、誤解のないように留意する。

- 就学援助の対象者には、漢字を読むことが難しい外国人住民が含まれる。「就学援助申請のお知らせ」のような通知すべてを外国語で対応することは容易ではないが、せめて漢字にルビを振ることができれば、外国人住民の理解を促進し、就学援助を受給する機会の確保に寄与するのではないか。

→今後の検討事項とさせていただく。

- 本事業で検討すべき事項の対象範囲を確認したい。システムの標準化ということは、実際にシステムを扱う自治体職員の業務及びシステム処理がスコープになるのか。

→検討の対象となるのは自治体職員が業務処理を行うためのシステムである。一方で、住民サービスの向上も検討範囲であり、就学援助ではマイナポータルを活用した電子申請への対応を考慮している。データ連携を含め、他システムとの連携については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下、IT室）が中心となって、標準化対象17業務で必要な連携項目を中心に検討を進めている認識である。

- 国の標準化事業では、システムの標準化による住民サービスの向上も目指している。例えば、申請受付の電子化による住民サービス向上が挙げられる。また、利用するシステムがWebシステムであれば、ブラウザ上から翻訳サービスを利用することもできる。

○就学援助の実態に鑑みると、申請は所属する学校に提出するケースが多いのではないかと。就学援助の標準化事業では電子申請を検討しているとのことであるが、申請先は学校ではなく、教育委員会が取りまとめる前提か。

→学校が受け付けるケース、教育委員会が受け付けるケースどちらにも対応できる仕様としている。電子申請の場合は、学校ではなく、教育委員会側で受理することになる。

○電子申請によって、自治体職員の負担は増えないか懸念がある。また、これまで、学校の事務職員が就学援助の申請をフォローしているような状況があったと認識している。

○システム処理であれば、ヘルプ機能やウィザード機能のようにシステム利用者をアシストする機能での対応も想定できる。

○本事業ではシステム連携が検討の対象外といった説明があったが、教育委員会が学校を介さずに児童生徒の情報を取得できるようにするためには、校務支援システム等との他システム連携も考慮が必要になる。

○自治体内で準要保護に係る情報を共有できないということが、これまでの就学援助における問題でもあった。標準化により、自治体内で準要保護の認定に係る税情報等を共有できるようになることが望ましい。

→標準化対象の17業務システム間の連携については、IT室が取りまとめて定義することになっているが、就学援助業務に固有的に必要な情報及び連携システムについては、整理している。データ要件及び連携要件はIT室で検討を進めているが、検討結果を提示するまでの期日等は明確に決まっていないため、決定次第、本検討会に共有する。

○機能要件を確認したところ、自治体の運用に委ねることを前提とした機能が多い印象であるが、コスト高に繋がる可能性もあるため、自治体ごとの設定を許容する機能は、できる限り定義を避けるべきである。対処法としては、自治体ごとの裁量を認めない機能要件を定義する方法、若しくは就学援助業務のスコープ対象外とする方法がある。今後はこのような方法も視野にいれた検討を行うことも有用ではないか。

○文部科学省では教育DXを推進しており、データの利活用についても「初等中等教育における教育データ標準化」で議論されているとおり、データの国際標準規格への準拠等が検討されている。本事業においても、このようなDXの動きにも注視して検討を進めることが有用である。

○ノンカスタマイズを原則とした標準仕様書策定に向けて、今後も引き続き検討いただきたい。